

【別冊】

総務教育常任委員会資料

(令和4年12月2日)

〔件名〕

- ・ 令和4年度第2回県有施設・資産有効活用戦略会議の開催結果について
【行財政改革推進課】・・・2
- ・ 鳥取県立人権ひろば21の指定管理者の選定方法について
【人権・同和対策課】・・・4

総 務 部

令和4年度第2回県有施設・資産有効活用戦略会議の開催結果について

令和4年12月2日
行財政改革推進課

県有施設・資産の適正管理、戦略的活用の方策などを検討するため設置している「県有施設・資産有効活用戦略会議」を開催しました。

- 1 日時 令和4年11月30日（水）
- 2 場所 WEB開催（テレビ会議形式）
- 3 出席者 副知事（座長）、各部局長 等
- 4 概要

（1）公の施設の見直しについて

令和6年度の指定管理施設の一斉更新を契機に、あり方の見直しを行うことを「令和3年第2回戦略会議（R3.11.22）」で申し合わせを行い、庁内点検、各部局の「指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会」の結果を踏まえ、見直し方針を取りまとめた。

①公の施設の管理運営について

○公の施設としては廃止する施設 1施設

米子産業体育館	米子新体育館完成後、令和8年度末に公の施設としては廃止予定。建物・敷地は民間譲渡等（スポーツ施設等としての活用、売却等）を検討する。
---------	--

○継続して指定管理を行う施設 33施設

・うちコンセッション導入の可否について引き続き検討する施設 10施設（観光・文化）

夢みなとタワー、とっとり花回廊、鳥取二十世紀梨記念館、燕趙園、鳥取砂丘こどもの国、とっとり賀露かっこ館、とりぎん文化会館（県民文化会館）、倉吉未来中心、童謡館、米子コンベンションセンター	コロナ禍が当初の想定を超えて長期化し、コロナ後の利用者の回復状況の見通しも現時点では立たないことなどから、現時点でコンセッション導入を決定することは困難と判断。次次期の更新時期（令和11年）に向けて、引き続きコンセッション導入の可否を検討する。（令和4年度第1回県有施設・資産有効活用戦略会議において方針決定済み）
---	---

・うち次期指定管理期間中にあり方等について検討する施設 3施設

燕趙園及び東郷湖羽合臨海公園	地元自治体・観光関係者等に意見を伺いながら令和5年度に東郷湖羽合臨海公園パークビジョン（燕趙園含む）を策定予定。ビジョンの内容に応じ在り方を見直す。（対応が可能な見直しは次期（令和6年度～）指定管理の内容にも反映）
生涯学習センター（県民ふれあい会館）	圏域内における類似施設等の動向も注視しながら、生涯学習センター（築45年）にかかるあり方検討を次期指定管理期間中に実施。

②指名指定の継続可否について

○継続して指名指定を行う施設 12施設

人権ひろば21、福祉人材研修センター、県民文化会館、倉吉未来中心、米子コンベンションセンター、童謡館、天神川流域下水道、とっとりバイオフィロンティア、農村総合研修所、境港水産物地方卸売市場・境漁港、みなとさかい交流館
--

③指定管理者の募集・評価基準の見直しについて

○サービス向上・利用促進に係る民間の創意工夫ある提案を促進するための見直し

<サービス向上・利用促進に係る評価点割合の引き上げ（観光施設）>

施設のサービス向上・利用促進に対する具体の提案を求め、評価基準において、「施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容」の評価点の割合を高める。

（見直し前）平均20%程度 ⇒（見直し後）30%～40%程度

<審査表の事前公表（全指定管理施設）>

県の重視するポイントに沿った提案を促進するため、審査表を事前公表。

○民間の創意工夫による効率的な維持管理業務を実施するための見直し

<性能発注の導入による事業者の裁量の拡大（全指定管理施設）>

施設の維持管理（清掃・設備点検等）に性能発注を導入し、事業者の裁量の余地を拡大。

○競争性・公平性の確保のための規制緩和

<法人の社会的責任評価の公平性確保（全指定管理施設）>

県独自の認定（男女共同参画企業、TEAS等）について、新規参入者が不利とならないよう、認定に向けた手続き中である場合等も加点対象とする。

<一定規模以上の施設の競争性確保（県内本社要件撤廃）>（継続）

年間の指定管理料が1億円を超える施設で、前回の応募が1者のみ（県外事業者の参加により複数となった場合を含む）の施設は、県内本社要件を撤廃し、県外事業者の参加を可能とする。

【公の施設の見直しに係る今後の予定（想定）】

令和5年 2月 予算案・条例改正案を上程・附議

4月～ 指定管理者の選定手続き実施

令和6年 4月 新たな指定管理者による施設運営開始

(2) PFI 事業に係る物価変動対応について

近年の急激な物価変動を受けて県のPFI事業において契約額の改定を行う等、物価変動への対応が必要となっていることから、予め物価変動に係る条項を定めることとし、リスク分担に対する考え方の明確化を図る。

<基本的な考え方>

通常の範囲内での物価変動は原則として事業者のリスクとし、急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動が発生した場合のリスクについては、契約書にルールを記載し、県と事業者でリスクの分担を行うこととする。

<具体的ルールの設定方針>

①建築費【着工前】

- ・着工前に物価が変動した場合は事業者の創意工夫で対応（要求水準を下回らない範囲で仕様を見直し）。
- ・物価変動率等が一定基準（※）を上回る場合には、見直し後の内容により契約額を変更する条項を契約書に明記する。

②建築費【着工後】

- ・着工後の通常物価上昇に係るリスクは事業者負担。
- ・急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動については、契約価格の変更の発動条件（物価上昇率等）及び事業者負担上限等（※）を契約書に明記する。

③維持管理費（5年を超える長期のもの）

- ・5年を超える維持管理を伴う事業については、県と事業者でリスクの分担を行うこととし、契約価格の変更の発動条件となる物価上昇率等（※）について契約書に明記する。

※予め一律に基準となる率等を設定するのではなく、具体的な条件等については、個別のPFI事業の発注過程の中で、事業者からの意見等を勘案し決定。

鳥取県立人権ひろば21の指定管理者の選定方法について

令和4年12月2日

人権・同和対策課

11月30日（水）に開催された令和4年度第2回県有施設・資産有効活用戦略会議の議論を踏まえ、鳥取県立人権ひろば21の指定管理者の選定方法について、以下のとおりとしたので報告します。

1 施設名

鳥取県立人権ひろば21（所在地：鳥取市扇町21 鳥取県立生涯学習センター2階）

2 指定管理者の選定方法

指名指定

3 指名指定継続の理由

鳥取県立人権ひろば21は、県の人権啓発施設であり、県の人権推進施策に沿った中立・公平な運営が求められるため、人権分野を幅広く、偏りなく調査研究・普及啓発する能力がある団体に管理させたい。

また、鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査委員会において指名指定の継続は適切とされた。

4 今後のスケジュール（予定）

令和5年4月～8月 指定管理者の選定手続き

令和5年9月 令和5年9月議会に指定管理者選定の議案を上程

令和6年4月 指定管理者による管理運営開始

【備考】 県有施設・資産有効活用戦略会議の概要

○会議の趣旨

県有施設・資産を活用した官民連携（PPP/PFI）の積極的な活用や、県有施設・資産の適正管理、戦略的活用の方策などを検討するため設置

○構成員

副知事（座長）、各部局長、各総合事務所長、教育長、病院事業管理者、警察本部長

※H29年3月28日付けで「鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例」を改正し、公募せずに指定管理候補者を選定している公の施設については、審査委員会の意見を聴いて指名指定の継続の適否を検討することとしているところ。